

## 8 固定資産税（償却資産）の評価方法

申告内容に基づいて償却資産を評価し、課税標準額を求め税額を計算します。

$$\text{固定資産税額} = \text{課税標準額} \times \text{税率 (1.4\%)}$$

**課税標準額**……1月1日現在の償却資産の価格で、償却資産課税台帳に登録されたものです。

**免税点**……**課税標準額の合計が150万円未満の場合は課税されません。**  
(課税標準額を算出するために、申告は必要です。)

**決定価格**……各資産の**評価額**の合計です。  
※評価額の最低限度は、取得価額の5%になります。

**評価額の算出方法** — 償却資産の取得時期、取得価額及び耐用年数を基本として算出します—

$$\text{【前年中取得】} \text{取得価額} \times \text{前年中取得減価残存率} \left(1 - \frac{r}{2}\right)$$

$$\text{【前年前取得】} \text{前年度評価額} \times \text{前年前取得減価残存率} (1 - r)$$

**計算例**

令和6年5月に取得価額500,000円で耐用年数3年の資産を取得した場合

$$\text{令和7年度} \quad 500,000 \times \mathbf{0.732} = 366,000$$

$$\text{令和8年度} \quad 366,000 \times \mathbf{0.464} = 169,824$$

$$\text{令和9年度} \quad 169,824 \times \mathbf{0.464} = 78,798$$

$$\text{令和10年度} \quad 78,798 \times \mathbf{0.464} = 36,562$$

$$\text{令和11年度} \quad 36,562 \times \mathbf{0.464} = 16,964 < 25,000 (\text{※})$$

※取得価額の5% (25,000円) より小さくなるので、令和11年度以降は25,000円となります。

(参考)

**減価残存率表**

耐用年数	減価率 r	減価残存率		耐用年数	減価率 r	減価残存率		耐用年数	減価率 r	減価残存率	
		前年中取得 $1 - \frac{r}{2}$	前年前取得 1 - r			前年中取得 $1 - \frac{r}{2}$	前年前取得 1 - r			前年中取得 $1 - \frac{r}{2}$	前年前取得 1 - r
1				11	0.189	0.905	0.811	21	0.104	0.948	0.896
2	0.684	0.658	0.316	12	0.175	0.912	0.825	22	0.099	0.950	0.901
3	0.536	0.732	0.464	13	0.162	0.919	0.838	23	0.095	0.952	0.905
4	0.438	0.781	0.562	14	0.152	0.924	0.848	24	0.092	0.954	0.908
5	0.369	0.815	0.631	15	0.142	0.929	0.858	25	0.088	0.956	0.912
6	0.319	0.840	0.681	16	0.134	0.933	0.866	30	0.074	0.963	0.926
7	0.280	0.860	0.720	17	0.127	0.936	0.873	35	0.064	0.968	0.936
8	0.250	0.875	0.750	18	0.120	0.940	0.880	40	0.056	0.972	0.944
9	0.226	0.887	0.774	19	0.114	0.943	0.886	45	0.050	0.975	0.950
10	0.206	0.897	0.794	20	0.109	0.945	0.891	50	0.045	0.977	0.955

中古資産等で耐用年数が2年に満たない場合は、全て2年で計算します。(国税庁 HP より)

## 9 納期

納税通知書は、5月上旬に発送予定です。

年税額は、年4回(5月、7月、12月、翌年の2月)に分けて納めていただくことになります。

※法定申告期限後に申告された場合、2期以降に、申告内容を反映させた納付書を改めて送付することがあります。